

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。
今年も顧客企業とともに発展し、事務所の
新しい歴史の創造に向かって^{ぜんしん}漸進します。



税理士法人ユーマス会計 代表社員 上田 光隆

皆様方には健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年、元旦に能登で起こった地震にはじまり、夏の猛暑や風水害など多くの自然災害が頻発し、政治では裏金問題を筆頭に政権の大幅な再編があり、また経済では長引く円安環境の中、長期間継続されたマイナス金利がリセットされたもののその効果は未だ見られず、生活を中心としたあらゆる物価上昇などの悲観的な不安や混乱が多かった一年でありました。

しかし、大谷翔平選手やパリオリンピックでの日本人選手の活躍が、唯一人々の心を明るく照らしてくれた事と思います。

日本は勿論、世界があらゆる面で過去とは繋がらない大変革を迎えている昨今、自然災害や異常気象、不安定な株価、そんな中で前に進もうとする経済や社会、世界中の人々が昔とは違う「変化」や「前進」にチャレンジしようとしています。

私たちも遅れをとることなく今までとは違う「変化」や「前進」が必要なのは言うまでもありません。

今年は巳年。蛇は脱皮を繰り返す事から「新たな挑戦や変化に前向きになる事で再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」年と言われています。

成長や変革を得るためにはまず柔軟性が必要。皆さま方がこれまでの固定観念にとらわれず、新しい考え方や方法を積極的に取り入れる事によって大きな成長と変革の第一歩の一年となる事を祈念しております。

私どもユーマス会計も本年創業 60 年目の年を迎えます。

今後もより一層皆様方に信頼され愛される事務所になります様、職員一同精進して参ります。引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

人手不足の対処方法

厚生労働省の労働経済動向調査より

令和6年8月に行われた調査に「労働者不足の対処方法に関する事項」があります。この調査では人手不足と回答している事業者は80%に上り、人手不足に悩む事業者が多いことがわかります。

どのような対処方法をとったか

令和5年8月からの1年間に人手不足を補うためにとった方法と割合、今後1年間にとるであろう割合を紹介します。

(いずれも複数回答)

- ① 正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加
……過去1年間 59%、今後1年間 60%
- ② 在職者の労働条件の改善（賃金）
……過去1年間 55%、今後1年間 48%
- ③ 臨時労働者、パートタイマーの増加
……過去1年間 40%、今後1年間 41%
- ④ 派遣労働者の活用
……過去1年間 38%、今後1年間 35%
- ⑤ 求人条件の緩和……過去1年間 36%、今後1年間 34%。求人条件緩和は賃金、労働時間、休暇、学歴、必要資格、経験等の条件が挙げられています。
- ⑥ 離職、転職の防止強化、再雇用制度、定年延長、継続雇用等
……過去1年間 34%、今後1年間 36%。

離職転職の防止策としては労務管理の改善（労働条件以外の福利厚生、労使関係）、教育訓練の実施などが挙げられています。再雇用は高齢者の定年後再雇用のみならず、子育てで一旦退職した女性も再雇用する仕組みをとっているところもあります。

- ⑦ 在職者の労働条件の改善（賃金以外）
……過去1年間 31%、今後1年間 31%。労働条件の改善は休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援、復帰支援制度の充実などが挙げられています。
- ⑧ 配置転換・出向者の受入れ
……過去1年間 25%、今後1年間 24%
- ⑨ 省力化投資による生産性の向上・外注化・下請け化等
……過去1年間 16%、今後1年間 19%

今後人手不足に悩む事業者は

上記のように調査に回答した事業者は様々な対処方法で人手不足を乗り越えようとしています。このような施策を行わないままでは、人手不足は解消されません。自社の取り組みを検討してみましょう。



人手を確保するにはさまざまな施策があります

年金と税制

老齢年金は課税、障害・遺族年金は非課税

公的年金給付は受給権者の生活の安定のため、支給を受けた金額が租税等の課税対象とならぬよう課税対象から外されています。ただし例外的に老齢年金は課税対象とされています。これは、老齢への備えとして保険料納付実績に比例した給付であり、一種の貯蓄的な性格や給与の後払い的な性格があること、保険加入中に被保険者として納付した保険料は社会保険料控除として拠出段階ですでに非課税であること等を勘案したものとされています。

障害年金と遺族年金はあらかじめ発生を予想できないリスクに対応して給付を行うもので非課税とされています。

公的年金は公的年金控除の対象

公的年金等の収入は雑所得に区分され、公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を計算します。公的年金控除の額は定額控除 40 万円と定率控除（50 万円を差し引いた後の年金の収入に応じて、25%、15%、5%と段階的に減少）を合計し、合計額と最低保障額（国民年金基金、65 歳以上は 110 万円、65 歳未満は 60 万円）の大きい方の額になります。

公的年金控除は基礎年金、厚生年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型・個人型 iDeCo）等が対象です。

老齢年金でも一定額以下は非課税

単身者で公的年金控除の最低保障額 110 万円と基礎控除 48 万円に支払った医療保険料、介護保険料等の社会保険料控除を加えた額が所得年金収入 158 万円に社会保険料の額を加えた額以下の場合は、課税所得がないので所得税は非課税になります。

住民税を見ると公的年金等控除最低保障額 110 万円を差し引いた額が均等割り非課税基準以下の場合は非課税です。非課税基準は自治体により異なりますが、東京 23 区や指定都市の基準は同じです。

年金に所得税がかかる場合は、日本年金機構が年金支給額から所得税を源泉徴収して国に納付します。公的年金等以外の所得が 20 万円を超える場合や公的年金等の収入が 400 万円を超える場合は確定申告が必要です。



公的年金で課税があるのは老齢年金です。



商用利用は大丈夫？ ChatGPT と切っても切れない著作権の関係について解説（第1回）

【質問】

当社も、時代の流れに遅れまいと生成 AI を積極的に活用しようと考え、手始めに ChatGPT を業務に利用していこうと考えています。
ただ、色々調べていると、ChatGPT を利用することで必然的に著作権侵害の問題が生じる旨の記述を多く目にし、不安になっています。
どのように考えていけばよいのでしょうか。

【回答】

まず、ChatGPT を提供している OpenAI 社は、ChatGPT を商用利用することを許諾していますので、商用利用すること自体は問題ありません。
ただ、OpenAI 社は、第三者との関係で著作権侵害が成立するか否かはユーザにて判断するよう促しています（一種の責任放棄と言ってしまってよいかもしれません…）。
したがって、ChatGPT を利用するユーザは、自ら正しい法律知識を知り、的確に判断することが求められます。
この点、まだまだ流動的な問題があるのですが、現状の議論を踏まえると、ChatGPT を利用する上で著作権侵害の問題が生じるとすれば、大きくは①指示・質問文章（プロンプト）を入力する場面、②ChatGPT が回答を生成した場面の2つが考えられます。
そして、いずれについても当然に著作権侵害成立という結論にはならず、一定の条件を満たした場合に著作権侵害のリスクが生じることになります。
したがって、会社・事業者が、一定の条件を満たさないよう利用する限り、商用利用することは何ら問題ありません。
今回と次回では、前提知識と必須となる著作権とは何かにつき解説します。

【解説】

◆著作権とは

著作権を理解する上で、最低限押さえておく必要があるのが「著作物」、「著作者に認められる権利」、「著作権侵害の要件」となります。

(1) 著作物とは何か

まず著作権法では、著作物を次のように定義しています。

【著作権法第2条第1項第1号】

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

「思想又は感情を創作的に」と規定されているので、学術的や文学的、あるいは芸術・美術的な何か高尚なものに限定されるのではと思われるかもしれませんが、しかし、ある人の考えや気持ちが示されていれば足りると解釈されています。よくたとえ話として、3歳児が書いた絵でも著作物に該当する…といったことを聞いたことがある方もいるかもしれません。一方、あくまでも考えや気持ちを対象とする以上、客観的事実それ自体は著作物に該当しません。例えば、×年×月×日の×市×町×丁目×番の×宅で火災が発生した…という記述は客観的事実を示すに過ぎませんので、著作物に該当しません。

次に「表現」と規定されているので、頭の中に留まっているアイデアや発想は著作物に該当しません。ここは現場実務で話をしていても勘違いが多い事項であり、あくまでもアイデアや発想を何らかの形で表現すること（例えば、紙面に文字や図を用いて記述するなど）が絶対要件となります。

なお、表現すれば何でもかんでも著作物に該当するわけではありません。著作権法で独占的な権利として保護されるためには、その表現に個性や独自性が現れている必要があります。「創作的」な「表現」ではない、すなわちありふれた表現＝誰がやっても同じ表現になる場合は、著作物に該当しないことにも注意を要します。

ちなみに、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とは例示とされており、これらに限定する趣旨ではありません。また、著作権法第 10 条では著作物が列挙されていますが、やはりこれも例示に過ぎません。

■2025年の補助金情報(2024年12月の補正予算情報にて)

今月号では、本年度からの新たな補助金や従来の補助金の変更点を含め、暫定的な情報となりますが、皆様にお伝えさせていただきます！

また、各種補助金の本年度からの募集時期については現段階ではまだ未定の状況ですので、確定情報が届きましたら随時お伝えできればと思います。

●省力化投資補助金 (本補助金の概要は2024年7月号掲載)

カタログ注文型のものがオーダーメイド型のものを対象となる見込み。

今までは規定のカタログに掲載されている設備機械の導入のみが対象となっていました。カタログに掲載されていないオーダーメイドの設備機械についても対象となる予定ですので、より使いやすさのへとなっていく見込みです。

●新事業進出促進補助金(新補助金)

こちらは、事業再構築補助金(本補助金の概要は2023年7月号掲載)の後継版として登場予定の補助金となります。

詳細な申請要件等は未定ですが、従来の事業再構築補助金と類似するようなものとなる見込みです。

●小企業事業者持続化補助金 (本補助金の概要は2023年9月号掲載)

こちらは、本年度も継続して募集が行われます。一部の申請枠に変更が予定されていますが、概ね従来通りの要件となりそうです。

●ものづくり補助金 (本補助金の概要は2023年10月号掲載)

こちらにも、本年度も継続して募集が行われます。特に一部補助上限の引き上げや要件の緩和化が検討されており、従来よりも使い勝手が良くなりそうです。

●事業承継引き継ぎ補助金 (本補助金の概要は2024年9月号掲載)

こちらにも、本年度も継続して募集が行われます。さらに、補助上限の引き上げが検討されており、活用メリットがより大きくなりそうです。

●IT導入補助金 (本補助金の概要は2024年10月号掲載)

こちらにも、本年度も継続して募集が行われます。従来からの大きな変更点はない模様となっています。

他にも、「中業企業成長加速化補助金(新補助金)」など新たな補助金も誕生することが補正予算で予定されています。

前年に続き、国は各種補助金に大きな予算を割り当てています。自社の投資計画において、補助金という資金調達を適切に活用できるよう、引き続き最新情報を発信して参ります。